

令和7年2月20日提出（その1）

令和7年2月定例県議会付議案
（令和7年度当初予算関係）

鳥 取 県

令和7年2月定例県議会付議案

目 次

議案第 1 号	令和7年度鳥取県一般会計予算	1
議案第 2 号	同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算	25
議案第 3 号	同 鳥取県公債管理特別会計予算	29
議案第 4 号	同 鳥取県給与集中管理特別会計予算	33
議案第 5 号	同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算	36
議案第 6 号	同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	39
議案第 7 号	同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	43
議案第 8 号	同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算	46
議案第 9 号	同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	49
議案第 10号	同 鳥取県県営林事業特別会計予算	52
議案第 11号	同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算	55
議案第 12号	同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	59
議案第 13号	同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算	62
議案第 14号	同 鳥取県収入証紙特別会計予算	65
議案第 15号	同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算	68
議案第 16号	同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算	71
議案第 17号	同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算	75
議案第 18号	同 鳥取県営電気事業会計予算	79

議案第19号	令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計予算	83
議案第20号	同 鳥取県営埋立事業会計予算	87
議案第21号	同 鳥取県営病院事業会計予算	90

一 般 会 計

議案第 1 号

令和 7 年度鳥取県一般会計予算

令和 7 年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 6 5, 0 4 9, 2 2 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額

を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費、旅費（特別旅費を除く。）、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	60,564,323 ^{千円}
	1 県 民 税	19,878,818
	2 事 業 税	15,515,263
	3 地 方 消 費 税	11,423,879
	4 不 動 産 取 得 税	928,642
	5 県 た ば こ 税	606,854
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	82,846
	7 軽 油 引 取 税	4,530,750
	8 自 動 車 税	7,581,806
	9 鉱 区 税	732
	10 狩 猟 税	5,935
	11 産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	8,047
	12 旧 法 に よ る 税	751
2 地 方 消 費 税 清 算 金		28,985,482
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	28,985,482
3 地 方 譲 与 税		13,112,821
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	11,506,636
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,380,561

款	項	金 額
	3 石油ガス譲与税	48,645 ^{千円}
	4 自動車重量譲与税	79,678
	5 森林環境譲与税	79,637
	6 航空機燃料譲与税	17,664
4 地方特例交付金		300,000
	1 地方特例交付金	300,000
5 地方交付税		144,127,000
	1 地方交付税	144,127,000
6 交通安全対策特別交付金		130,000
	1 交通安全対策特別交付金	130,000
7 分担金及び負担金		465,025
	1 分 担 金	47,997
	2 負 担 金	417,028
8 使用料及び手数料		3,768,119
	1 使 用 料	2,900,378
	2 手 数 料	867,741
9 国庫支出金		55,711,840
	1 国庫負担金	16,445,161
	2 国庫補助金	37,687,900
	3 委 託 金	1,578,779
10 財産収入		1,070,502
	1 財産運用収入	670,375

款	項	金額
	2 財産売却収入	400,127 ^{千円}
11 寄附金		646,932
	1 寄附金	646,932
12 繰入金		19,193,190
	1 特別会計繰入金	359,380
	2 基金繰入金	18,833,810
13 繰越金		2,000,000
	1 繰越金	2,000,000
14 諸収入		6,260,995
	1 延滞金、加算金及び過料	33,149
	2 県預金利子	96,167
	3 公営企業貸付金元利収入	284,000
	4 貸付金元利収入	860,636
	5 受託事業収入	1,013,274
	6 収益事業収入	1,455,708
	7 雑収入	2,518,061
15 県債		28,713,000
	1 県債	28,713,000
歳入合計		365,049,229

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 930,132
	1 議 会 費	930,132
2 総 務 費		34,789,997
	1 総 務 管 理 費	13,111,576
	2 企 画 費	13,919,768
	3 徴 税 費	2,118,019
	4 市 町 村 振 興 費	1,806,951
	5 選 挙 費	527,328
	6 防 災 費	2,501,473
	7 統 計 調 査 費	565,269
	8 人 事 委 員 会 費	122,115
	9 監 査 委 員 費	117,498
3 民 生 費		56,206,048
	1 社 会 福 祉 費	41,639,447
	2 児 童 福 祉 費	14,138,211
	3 生 活 保 護 費	416,946
	4 災 害 救 助 費	11,444
4 衛 生 費		17,284,001
	1 公 衆 衛 生 費	3,377,609
	2 環 境 衛 生 費	4,273,488

款	項	金額
	3 保 健 所 費	1,042,689 ^{千円}
	4 医 薬 費	8,590,215
5 勞 働 費		2,225,995
	1 勞 政 費	951,323
	2 職 業 訓 練 費	1,174,480
	3 勞 働 委 員 会 費	100,192
6 農 林 水 産 業 費		25,216,926
	1 農 業 費	6,261,576
	2 畜 産 業 費	2,238,068
	3 農 地 費	5,889,333
	4 林 業 費	6,905,483
	5 水 産 業 費	3,922,466
7 商 工 費		11,970,435
	1 商 業 費	4,546,129
	2 工 鉱 業 費	4,886,873
	3 観 光 費	2,537,433
8 土 木 費		46,722,130
	1 土 木 管 理 費	1,381,220
	2 道 路 橋 り よ う 費	23,138,332
	3 河 川 海 岸 費	12,342,394
	4 港 湾 費	4,587,787
	5 都 市 計 画 費	2,365,112

款	項	金額
	6 住 宅 費	2,907,285 ^{千円}
9 警 察 費		18,719,977
	1 警 察 管 理 費	15,981,849
	2 警 察 活 動 費	2,738,128
10 教 育 費		63,827,171
	1 教 育 總 務 費	10,499,238
	2 小 学 校 費	19,044,705
	3 中 学 校 費	12,909,397
	4 高 等 学 校 費	12,095,391
	5 特 別 支 援 学 校 費	6,526,879
	6 社 会 教 育 費	1,806,200
	7 保 健 体 育 費	945,361
11 災 害 復 旧 費		7,345,998
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,599,658
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,746,340
12 公 債 費		50,998,888
	1 公 債 費	50,998,888
13 諸 支 出 金		28,661,531
	1 公 營 企 業 支 出 金	197,152
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	11,084,468
	3 利 子 割 交 付 金	55,597
	4 配 当 割 交 付 金	439,252

款	項	金額
	5 株式等譲渡所得割交付金	484,000 ^{千円}
	6 法人事業税交付金	1,138,336
	7 地方消費税交付金	14,503,116
	8 ゴルフ場利用税交付金	57,992
	9 環境性能割交付金	321,118
	10 県税還付金	380,000
	11 自動車取得税交付金	500
14 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳出	合計	365,049,229

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
2 総 務 費	2 企 画 費	文化芸術拠点施設 環境整備事業費 (とりぎん文化会館昇降機 設置工事)	207,719 ^{千円}	7	83,627 ^{千円}
				8	124,092
		文化芸術拠点施設 環境整備事業費 (米子コンベンション センター受変電設備 改修工事(真空遮断器等))	45,052	7	18,822
				8	26,230
4 衛 生 費	2 環境衛生費	大山屋内駐車場泡消火設備 改修工事費	343,160	7	138,030
				8	205,130
6 農 林 水 産 業 費	5 水 産 業 費	試験船「鳥取丸」 代船建造事業費	2,402,264	7	722,630
				8	1,438,128
				9	241,506
9 警 察 費	1 警察管理費	警察財産管理費	201,318	7	140,922
				8	60,396

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税促進事業	令和8年度から 令和10年度まで	寄附受付額1,000円当たり100円を乗 じて得た額 ^{千円}
税務システム運用事業	令和8年度	193,050
ハイブリッドワーク推進事業	令和8年度から 令和12年度まで	65,927
庁内LANシステム管理運営事業	令和8年度から 令和12年度まで	799,913
電子決裁・総合文書管理 システム事業	令和8年度から 令和9年度まで	11,002
鳥取情報ハイウェイ管理運営事業	令和8年度から 令和12年度まで	16,159
鳥取県自治体ICT共同化 推進協議会による共同化事業	令和8年度から 令和12年度まで	219,420
総合行政・住基ネットワーク等 運営事業	令和8年度から 令和12年度まで	50,129
移住定住受入体制整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	15,252
とっとり若者Uターン・定住 拡大事業（鳥取県未来人材 育成奨学金支援事業）	令和8年度から 令和21年度まで	270,000
公民連携推進事業補助	令和8年度	補助金総額8,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
地域バス交通等体系整備 支援事業補助	令和8年度	補助金総額254,674千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
若桜線維持存続事業	令和8年度から 令和18年度まで	6,930
コミュニティ・ドライブ・シェア （鳥取型ライド・シェア）推進事業	令和8年度	320,533
鳥取砂丘コナン空港管理費	令和8年度	93,940
米子鬼太郎空港関係管理費	令和8年度から 令和10年度まで	28,143
鳥取砂丘コナン空港を 拠点とした賑わいづくり事業	令和8年度から 令和11年度まで	396

事 項	期 間	限 度 額
夢みなとタワー管理委託費	令和8年度から 令和10年度まで	千円 10,230
給 与 等 管 理 費	令和8年度	608
集 中 化 業 務 事 務 費	令和8年度	2,099
職 員 宿 舎 管 理 事 業 費	令和8年度	3,495
地震津波被害想定見直し事業	令和8年度	56,480
災害対策本部防災DX機能強化事業	令和8年度から 令和11年度まで	60,540
危機管理情報システム管理運営事業	令和8年度	42,812
防災DX情報迅速発信事業	令和8年度	13,744
原子力防災対策事業	令和8年度から 令和13年度まで	303,796
文化芸術拠点施設運営費	令和8年度から 令和10年度まで	48,873
アートな鳥取創出事業	令和8年度	58,734
鳥取県立人権ひろば21 管 理 運 営 費	令和8年度から 令和10年度まで	2,478
スポーツ推進基盤運営費	令和8年度から 令和10年度まで	37,246
史跡公園運営管理費	令和8年度から 令和10年度まで	27,366
鳥取県立福祉人材研修センター 管 理 委 託 費	令和8年度から 令和10年度まで	4,530
ひきこもり支援推進事業	令和8年度から 令和9年度まで	92,466
保 護 行 政 費	令和8年度から 令和9年度まで	2,746
介護福祉士等修学資金貸付金	令和8年度から 令和12年度まで	43,950
介護分野で働く外国人材 受 入 支 援 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	4,000
介護人材確保緊急対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	10,400
医師確保奨学金等貸付事業	令和8年度から 令和13年度まで	342,000
医師・看護職員確保・定着促進事業	令和8年度から 令和11年度まで	14,400

事 項	期 間	限 度 額
精神保健福祉センター運営費	令和8年度から 令和12年度まで	千円 1,634
県立看護学校学務システム更新事業	令和8年度から 令和12年度まで	7,725
私立幼稚園等施設整備・運営体制支援事業	令和8年度から 令和17年度まで	2,322
こどもの国管理運営費	令和8年度から 令和10年度まで	23,649
「シン・子育て王国とっとり」 保育人材確保強化事業	令和8年度	4,369
社会的養護自立支援拠点 事業補助	令和8年度から 令和37年度まで	補助金総額9,100千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
私立学校施設整備費補助金	令和8年度から 令和16年度まで	8,514
公立大学法人公立鳥取環境大学 運営費交付金等事業	令和8年度	12,000
福祉相談センター管理運営費	令和8年度から 令和12年度まで	3,506
総合療育センター費	令和8年度から 令和12年度まで	990
地域資源活用エネルギー 導入推進事業補助	令和8年度から 令和9年度まで	補助金総額25,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
企業の脱炭素経営促進事業	令和8年度から 令和9年度まで	6,000
衛生環境研究所管理運営費 (ISO17025認定維持 及び精度管理事業)	令和8年度	委託料総額556千円を限度額として、 令和7年度に契約した額から令和7 年度に支出した額を差し引いた額
衛生環境研究所管理運営費 (分析機器整備事業)	令和8年度から 令和17年度まで	88,044
自然共生サイト推進事業補助	令和8年度	補助金総額7,500千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
管理型最終処分場 設置促進事業補助	令和8年度から 令和10年度まで	補助金総額2,810,587千円を限度とし て、令和7年度に交付決定した額か ら令和7年度に交付した額を差し引 いた額
管理型最終処分場 設置促進事業貸付金	令和8年度から 令和10年度まで	貸付金総額1,419,222千円を限度とし て、令和7年度に契約した額から令 和7年度に貸し付けた額を差し引い た額

事 項	期 間	限 度 額
管理型最終処分場 設置促進事業交付金	令和8年度から 令和10年度まで	千円 交付金総額700,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
三湖沼水質浄化対策推進事業	令和8年度から 令和9年度まで	638
みんなで守ろう！ 持続可能な水循環事業	令和8年度	212
都市公園管理費	令和8年度から 令和10年度まで	49,359
東郷湖羽合臨海公園 日本海エリアPark-PFI 導入事業	令和8年度から 令和26年度まで	457,007
大規模地震に備えた 住宅耐震化促進強化事業	令和8年度	83,208
県営住宅維持管理事業	令和8年度から 令和14年度まで	19,421
地域建築技能継承普及事業補助	令和8年度	補助金総額2,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
とっとり住まいる支援事業補助	令和8年度	補助金総額111,271千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
住宅セーフティネット支援事業	令和8年度	委託料総額4,904千円を限度として、 令和7年度に契約した額から令和7 年度に支払った額を差し引いた額
とっとり健康省エネ住宅 普及促進事業補助	令和8年度	補助金総額115,500千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
非住宅NEST等 普及促進モデル事業補助	令和8年度	補助金総額54,300千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
大山自然歴史館管理運営事業	令和8年度	725
産業未来共創補助	令和8年度から 令和10年度まで	補助金総額380,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
産業未来共創研究開発補助	令和8年度から 令和9年度まで	補助金総額100,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
工業団地整備支援事業	令和8年度から 令和26年度まで	69,401

事 項	期 間	限 度 額
社会・地域課題解決に資する 共創型企业誘致推進事業補助	令和8年度から 令和10年度まで	補助金総額15,600千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
創 業 ・ 医 療 産 業 の ゆ り か ご 形 成 事 業 (利子補給・施設利用料補助)	令和8年度から 令和12年度まで	5,059
鳥 取 県 版 ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 事 業 補 助	令和8年度から 令和10年度まで	補助金総額18,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
生 成 A I 時 代 の D X ! 飛 躍 的 生 産 性 向 上 推 進 事 業 補 助	令和8年度から 令和9年度まで	補助金総額30,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
企 業 自 立 サ ポ ー ト 事 業 (制 度 金 融 費) に 係 る 損 失 補 償	令和7年度から、 金銭消費貸借に係 る契約書に定め るところにより償 還が完了する日 が属する年度の 翌年度まで。た だし、条件変更 措置を受けて貸 付期間を延長し た場合は、その 延長した後の償 還が完了する日 が属する年度の 翌年度まで	鳥取県信用保証協会が金融機関に対 して行う代位弁済額から日本政策金 融公庫の保険金補填額及び全国信用 保証協会連合会の損失補償額を控除 した額の2分の1を限度とする額
海外ネットワークとの共創による 外 需 獲 得 推 進 事 業 補 助	令和8年度	補助金総額8,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
労 働 者 福 祉 ・ 相 談 事 業	令和8年度	2,127
職 業 訓 練 事 業 費	令和8年度から 令和12年度まで	131,564
食の安全・安心プロジェクト 推 進 事 業 補 助	令和8年度から 令和10年度まで	補助金総額16,500千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
農の雇用ステップアップ 支 援 事 業 補 助	令和8年度	補助金総額42,950千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
鳥 取 発 ! ア グ リ ス タ ー ト 研 修 支 援 事 業	令和8年度	6,920
農業金融利子補給等総合支援事業	令和8年度から 令和27年度まで	112,380

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構借入金損失補償	令和7年度から、損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	千円 融資元金20,540千円について損失補償契約に定める償還期限後、公益社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかった元金合計額（延滞金及び違約金を含む。）に相当する金額
とっとり花回廊管理運営事業費	令和8年度から令和10年度まで	89,394
鳥取二十世紀梨記念館管理運営事業費	令和8年度から令和10年度まで	18,489
県営地域ため池総合整備事業	令和8年度	97,000
県営農業用河川工作物応急対策事業	令和8年度	141,000
スーパー種雄牛造成事業（新規県有種雄牛普及促進事業）	令和8年度から令和9年度まで	県が行う新規県有種雄牛普及促進事業に協力した和牛繁殖農家の対象種雄牛の種付けにより出生した子牛の販売価格が、せりの県外種雄牛産子の雌雄別平均販売価格を下回った場合において、せりの県外種雄牛産子の雌雄別平均販売価格から当該販売価格を減じた額
県優良種雄牛造成事業（後代検定牛経営補償費）	令和7年度から、現場後代検定推進契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	県が行う種雄牛候補牛の現場後代検定に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した検定牛の販売価格が、再生産可能な額を下回った場合において、当該再生産に必要な額から出荷日の3等級の枝肉の平均価格に出荷牛の枝肉重量を乗じた額を減じた額
県優良種雄牛造成事業（改良基礎雌牛整備費）	令和8年度	329
鳥取県版緑の雇用支援事業補助	令和8年度	8,574
とっとり出合いの森管理運営事業	令和8年度から令和10年度まで	33,213
二十一世紀の森管理運営事業	令和8年度から令和10年度まで	2,847
公益財団法人鳥取県造林公社の日本政策金融公庫借入金に係る損失補償	日本政策金融公庫が公益財団法人鳥取県造林公社に資金を貸付けたときから、当該貸付金の最終償還期限到来後、10か月の期間が満了し、日本政策金融公庫が補償の履行日として指定する日まで	借入元本363,502千円の償還期限到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、日本政策金融公庫が弁済を受けることができなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行日までの利率年11.0%に相当する利息

事 項	期 間	限 度 額
造林公社等未来の豊かな森林づくり事業	令和8年度から令和26年度まで	千円 105,565
非住宅木材活用推進事業補助	令和8年度	補助金総額15,917千円を限度として、令和7年度に交付決定した額から令和7年度に交付した額を差し引いた額
きのこ王国とっとりシェア拡大推進事業	令和8年度から令和9年度まで	20,000
世界に誇るべき「食パラダイス鳥取県」推進事業	令和8年度から令和9年度まで	1,200
気候・風土に適応した砂丘ラッキョウ・ナガイモの安定生産技術の確立	令和8年度	149
中小家畜試験場管理運営費	令和8年度から令和15年度まで	10,950
漁業金融対策費	令和8年度から令和27年度まで	93,790
とっとり賀露かっこ館管理運営事業費	令和8年度から令和10年度まで	4,254
鳥取版河川・道路ボランティア促進事業	令和8年度から令和9年度まで	14,400
道路メンテナンス事業	令和8年度	170,000
除雪事業（補助）	令和8年度から令和9年度まで	152,000
除雪事業	令和8年度	21,000
防災・安全交付金（県道改良）	令和8年度	106,000
防災・安全交付金（河川改修）	令和8年度	40,000
大規模特定河川事業	令和8年度	134,000
河川メンテナンス事業	令和8年度	120,000
みなとさかい交流館管理運営費	令和8年度から令和10年度まで	3,465
会計管理事務費	令和8年度	52,136
安全運転講習費	令和8年度	726
警察情報システム運営費	令和8年度から令和9年度まで	985
警察財産管理費	令和8年度	158

事 項	期 間	限 度 額
運転免許・認知症等運転者対策費	令和8年度から 令和12年度まで	千円 17,605
捜査活動運営費	令和8年度から 令和14年度まで	622,349
装 備 費	令和8年度から 令和12年度まで	12,678
教育財産管理事業費補助	令和8年度から 令和16年度まで	補助金総額6,000千円を限度として、 令和7年度に交付決定した額から令 和7年度に交付した額を差し引いた 額
県立学校校庭芝生化推進事業費	令和8年度から 令和9年度まで	7,762
鳥取県公立学校教員 奨学金返済支援事業	令和8年度から 令和16年度まで	14,400
I C T 環 境 整 備 事 業	令和8年度から 令和14年度まで	1,127,489
I C T 活 用 推 進 事 業	令和8年度から 令和10年度まで	3,553
船上山少年自然の家運営費	令和8年度から 令和10年度まで	2,997
大山青年の家運営費	令和8年度から 令和10年度まで	2,997
生涯学習センター運営費	令和8年度から 令和10年度まで	12,234
デジタル化時代の 知の拠点づくり事業	令和8年度から 令和12年度まで	94,813
図書館運営費	令和8年度から 令和12年度まで	8,084
企画展開催費	令和8年度	70,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
会計管理費	17,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
財産管理費	114,000	同上	同上	同上
公文書館費	1,000	同上	同上	同上
計画調査費	736,000	同上	同上	同上
スポーツ振興費	779,000	同上	同上	同上
文化財保護費	38,000	同上	同上	同上
防災総務費	392,000	同上	同上	同上
社会福祉総務費	2,000	同上	同上	同上
児童福祉総務費	25,000	同上	同上	同上
児童福祉施設費	151,000	同上	同上	同上
予防費	112,000	同上	同上	同上
難病対策費	6,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
環境保全費	1,247,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
病院費	251,000	同上	同上	同上
鳥取看護専門学校費	17,000	同上	同上	同上
職業訓練校費	148,000	同上	同上	同上
農業総務費	329,000	同上	同上	同上
農業大学校費	5,000	同上	同上	同上
畜産振興費	317,000	同上	同上	同上
土地改良費	239,000	同上	同上	同上
農地防災事業費	128,000	同上	同上	同上
林業振興費	11,000	同上	同上	同上
造林費	226,000	同上	同上	同上
林道費	146,000	同上	同上	同上
治山費	563,000	同上	同上	同上
水産業振興費	53,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産試験場費	541,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
漁港建設費	472,000	同上	同上	同上
水産基盤整備事業費	82,000	同上	同上	同上
栽培漁業センター費	76,000	同上	同上	同上
工鉱業総務費	2,000	同上	同上	同上
中小企業振興費	3,000	同上	同上	同上
土木総務費	57,000	同上	同上	同上
道路橋りょう維持費	2,373,000	同上	同上	同上
道路橋りょう新設改良費	3,187,000	同上	同上	同上
河川総務費	1,431,000	同上	同上	同上
河川改良費	1,804,000	同上	同上	同上
砂防費	2,393,000	同上	同上	同上
海岸保全費	289,000	同上	同上	同上
港湾管理費	20,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾建設費	326,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
空港費	389,000	同上	同上	同上
街路事業費	265,000	同上	同上	同上
公園費	164,000	同上	同上	同上
警察施設費	34,000	同上	同上	同上
交通指導取締費	198,000	同上	同上	同上
事務局費	11,000	同上	同上	同上
教育財産管理費	1,661,000	同上	同上	同上
教育センター費	32,000	同上	同上	同上
図書館費	76,000	同上	同上	同上
博物館費	19,000	同上	同上	同上
青少年社会教育施設費	116,000	同上	同上	同上
生涯学習センター費	44,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健体育総務費	159,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
耕地災害復旧費	4,000	同上	同上	同上
林道施設災害復旧費	57,000	同上	同上	同上
治山施設災害復旧費	61,000	同上	同上	同上
治山施設等災害関連事業費	105,000	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧費	87,000	同上	同上	同上
建設災害復旧費	1,330,000	同上	同上	同上
港湾災害復旧費	118,000	同上	同上	同上
空港災害復旧費	11,000	同上	同上	同上
直轄道路事業費	3,325,000	同上	同上	同上
直轄河川事業費	510,000	同上	同上	同上
直轄海岸保全事業費	116,000	同上	同上	同上
直轄砂防事業費	323,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄港湾事業費	102,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
直轄空港事業費	87,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧費	200,000	同上	同上	同上

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。

特 別 会 計

議案第 2 号

令和 7 年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

令和 7 年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,093,391 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		2,093,340 ^{千円}
	1 用品調達事業収入	494,108
	2 自動車管理事業収入	237,263
	3 集中管理事業収入	1,361,969
2 諸収入		51
	1 雑収入	51
歳 入	合 計	2,093,391

歳 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		2,093,391 <small>千円</small>
	1 用 品 調 達 事 業 費	494,108
	2 自 動 車 管 理 事 業 費	237,263
	3 集 中 管 理 事 業 費	1,362,020
歳 出	合 計	2,093,391

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 リ ー ス 料 (平成23年度契約分)	令和8年度から 令和9年度まで	千円 1,780
公 用 車 リ ー ス 料 (平成25年度契約分)	令和8年度から 令和9年度まで	5,656
公 用 車 リ ー ス 料 (平成27年度契約分)	令和8年度から 令和9年度まで	4,124
公 用 車 リ ー ス 料 (平成29年度契約分)	令和8年度から 令和9年度まで	2,248
公 用 車 リ ー ス 料 (令和元年度契約分)	令和8年度から 令和9年度まで	19,318
公 用 車 リ ー ス 料 (令和7年度契約分)	令和8年度から 令和14年度まで	90,558

議案第3号

令和7年度鳥取県公債管理特別会計予算

令和7年度鳥取県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,223,768千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		50,978,488 <small>千円</small>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	50,978,488
2 県 債		8,245,280
	1 県 債	8,245,280
歳 入	合 計	59,223,768

歲 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		59,223,768 ^{千円}
	1 公 債 費	59,223,768
歲 出 合 計		59,223,768

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	8,245,280 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	8,245,280			

議案第4号

令和7年度鳥取県給与集中管理特別会計予算

令和7年度鳥取県の給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,593,670千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給与等振替収入		<small>千円</small> 28,593,670
	1 給与等振替収入	28,593,670
歳 入	合 計	28,593,670

歳 出		
款	項	金 額
1 給 与 費		28,593,670 <small>千円</small>
	1 給 与 費	28,593,670
歳 出 合 計		28,593,670

議案第5号

令和7年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算

令和7年度鳥取県の国民健康保険運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,183,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険運営事業収入		千円 51,183,469
	1 分担金及び負担金	12,369,716
	2 国庫支出金	15,043,038
	3 療養給付費等交付金	1
	4 前期高齢者交付金	19,993,263
	5 共同事業交付金	118,911
	6 財産収入	20,749
	7 繰入金	3,636,771
	8 繰越金	1,000
	9 諸収入	20
歳 入	合 計	51,183,469

歳 出		
款	項	金 額
1 国民健康保険運営事業費		千円 51,183,469
	1 国民健康保険運営事業費	51,034,529
	2 総 務 費	138,940
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		51,183,469

議案第6号

令和7年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算

令和7年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,723千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,526
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,526
2 繰 越 金		22,729
	1 繰 越 金	22,729
3 諸 収 入		26,468
	1 貸 付 金 元 利 収 入	26,423
	2 雑 入	45
歳 入	合 計	51,723

歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 51,723
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	51,723
歳 出	合 計	51,723

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 等 貸 付 金	令和8年度から 令和12年度まで	千円 49,050

議案第 7 号

令和 7 年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別 会計予算

令和 7 年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 3, 6 5 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,316
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,316
2 繰 越 金		225
	1 繰 越 金	225
3 諸 収 入		22,114
	1 貸 付 金 元 利 収 入	22,014
	2 雑 入	100
歳 入	合 計	23,655

歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業近代化資金		千円 23,655
	1 中小企業近代化資金	23,655
歳 出	合 計	23,655

議案第 8 号

令和 7 年度鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度鳥取県の就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 6, 6 5 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		13,613 ^{千円}
	1 繰越金	13,613
2 諸収入		13,039
	1 貸付金元利収入	12,921
	2 雑収入	118
歳 入	合 計	26,652

歳 出		
款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		千円 26,652
	1 就農支援資金貸付事業費	26,652
歳 出 合 計		26,652

議案第9号

令和7年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

令和7年度鳥取県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,514千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,514
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,514
2 繰 越 金		38,185
	1 繰 越 金	38,185
3 諸 収 入		41,815
	1 貸 付 金 元 利 収 入	41,815
歳 入	合 計	81,514

歳 出		
款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費		千円 81,514
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	81,514
歳 出	合 計	81,514

議案第10号

令和7年度鳥取県県営林事業特別会計予算

令和7年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,650千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 8,382
	1 国 庫 補 助 金	8,382
2 財 産 収 入		21,906
	1 財 産 売 払 収 入	21,859
	2 財 産 運 用 収 入	47
3 繰 入 金		91,061
	1 一 般 会 計 繰 入 金	91,061
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		300
	1 雑 収 入	300
歳 入 合 計		121,650

歳 出		
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円 78,378
	1 職 員 費	36,795
	2 保 育 事 業 費	17,712
	3 処 分 事 業 費	11,717
	4 管 理 事 業 費	12,154
2 公 債 費		43,272
	1 公 債 費	43,272
歳 出 合 計		121,650

議案第 1 1 号

令和 7 年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

令和 7 年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 8, 4 0 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		144,056 ^{千円}
	1 使 用 料	144,056
2 繰 入 金		138,890
	1 一 般 会 計 繰 入 金	138,890
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		5,457
	1 雑 入	5,457
歳 入 合 計		288,404

歲 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		258,809 ^{千円}
	1 事 業 費	258,809
2 公 債 費		29,595
	1 公 債 費	29,595
歲 出	合 計	288,404

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
鳥取県営境港水産物 地方卸売市場指定管理料	令和8年度から 令和10年度まで	千円 13,674

議案第 1 2 号

令和 7 年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計 予算

令和 7 年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0, 1 1 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 113
	1 一 般 会 計 繰 入 金	113
2 繰 越 金		9,720
	1 繰 越 金	9,720
3 諸 収 入		280
	1 貸 付 金 元 利 収 入	280
歳 入	合 計	10,113

歲 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		10,113 <small>千円</small>
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	10,113
歲 出 合 計		10,113

議案第13号

令和7年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

令和7年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,885千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 40,456
	1 使 用 料	40,456
2 財 産 収 入		11,195
	1 財 産 運 用 収 入	8,486
	2 財 産 売 払 収 入	2,709
3 繰 入 金		233
	1 一 般 会 計 繰 入 金	233
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		51,885

歲 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		千円 51,885
	1 事 業 費	51,885
歲 出 合 計		51,885

議案第 1 4 号

令和 7 年度鳥取県収入証紙特別会計予算

令和 7 年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 3,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,000
歳 入	合 計	3,000

歲 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 3,000
	1 償 還 金	3,000
歲 出	合 計	3,000

議案第15号

令和7年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

令和7年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,410千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 43,476
	1 財 産 売 払 収 入	43,476
2 繰 越 金		15,913
	1 繰 越 金	15,913
3 諸 収 入		21
	1 雑 入	21
歳 入 合 計		59,410

歳 出		
款	項	金 額
1 県立学校農業実習費		千円 56,410
	1 県立学校農業実習費	56,410
2 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		59,410

議案第16号

令和7年度鳥取県育英奨学事業特別会計予算

令和7年度鳥取県の育英奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ874,984千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 216
	1 一 般 会 計 繰 入 金	216
2 繰 越 金		284,380
	1 繰 越 金	284,380
3 諸 収 入		590,388
	1 貸 付 金 元 利 収 入	590,388
歳 入	合 計	874,984

歳 出		
款	項	金 額
1 育英奨学資金貸付事業費		千円 874,984
	1 育英奨学資金貸付事業費	874,984
歳 出 合 計		874,984

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	令和8年度から 令和12年度まで	千円 424,200
育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	令和8年度から 令和13年度まで	493,020
世界へ羽ばたく人材育成 奨学金事業	令和8年度から 令和12年度まで	49,500

企 業 会 計

議案第17号

令和7年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度鳥取県天神川流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 年間処理水量 | 6,852,000立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 18,773立方メートル |
| (3) 処理区域市町数 | 4市町 |
| (4) 建設改良費 | 628,435千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 流域下水道事業収益	1,451,155千円
第1項 営業収益	740,016千円
第2項 営業外収益	671,755千円
第3項 特別利益	39,384千円
支 出	
第1款 流域下水道事業費用	1,361,998千円
第1項 営業費用	1,305,156千円
第2項 営業外費用	17,458千円

第3項 特別損失 39,384千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額230,792千円は、過年度分損益勘定留保資金3,096千円、当年度分損益勘定留保資金120,119千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,356千円及び繰越利益剰余金処分額104,221千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	637,117千円
第1項 企業債	93,000千円
第2項 国庫補助金	391,500千円
第3項 建設事業費負担金	116,750千円
第4項 他会計負担金	23,750千円
第5項 他会計補助金	12,117千円

支 出

第1款 資本的支出	867,909千円
第1項 建設改良費	628,435千円
第2項 企業債償還金	95,474千円
第3項 他会計借入金償還金	144,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

天神浄化センター空調設備改築

令和8年度

462,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 93,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、529,279千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら

ない。

(1) 職員給与費 18,318千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 流域下水道事業の経営基盤の強化に要する経費 78,931千円

(2) 職員の児童手当に要する経費 480千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち104,221千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 104,221千円

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第18号

令和7年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 40,271,942 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	2,348,806千円
第1項 営業収益	2,094,804千円
第2項 営業外収益	254,002千円
支 出	
第1款 電気事業費	3,040,702千円
第1項 営業費用	2,976,524千円
第2項 営業外費用	64,178千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	1,373,755千円

第1項 企業債 693,800千円

第2項 繰延運営権対価 679,955千円

支出

第1款 資本的支出 1,318,055千円

第1項 建設改良費 693,885千円

第2項 企業債償還金 615,886千円

第3項 その他投資 8,284千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
消防用設備点検業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	780千円
発電所保護継電器ほか点検業務委託	令和8年度	6,418千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	千円 693,800	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長

				し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、693,800千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 305,982千円</p> <p>(2) 交際費 50千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">補 助 の 目 的</p> <p>(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 8,437千円</p> <p>(2) 職員の児童手当に要する経費 2,948千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p> <p>第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。</p>				

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第19号

令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数 | 106事業所 |
| (2) 年間総給水量 | 14,441,228立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 39,390立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	521,161千円
第1項 営業収益	390,639千円
第2項 営業外収益	130,522千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費	731,252千円
第1項 営業費用	667,941千円
第2項 営業外費用	63,311千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額138,832千円は、過年度分損益勘定留保資金117,791千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,041千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	486,452千円
第1項 企業債	231,300千円
第2項 工事負担金	58,000千円
第3項 出資金	197,152千円

支 出

第1款 資本的支出	625,284千円
第1項 建設改良費	289,447千円
第2項 企業債償還金	335,837千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水利用促進事業費補助金	令和8年度	10,500千円
消防用設備点検業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	128千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 231,300	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融	10%以内(ただし、利率見	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に

		資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
--	--	---	--	---

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、231,300千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,920千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 377千円

(2) 職員の児童手当に要する経費

360千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、21,000千円と定める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第20号

令和7年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 | 3.1ヘクタール |
| (2) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 14.8ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	507,411千円
第1項 営業収益	480,226千円
第2項 営業外収益	27,185千円
支 出	
第1款 埋立事業費	445,083千円
第1項 営業費用	419,530千円
第2項 営業外費用	25,553千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額147,912千円は、

過年度分損益勘定留保資金147,912千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出 147,912千円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 140,000千円

第2項 利子補給金返還金 7,912千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、82,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,559千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 532千円

(2) 職員の児童手当に要する経費 120千円

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第21号

令和7年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 病床数 | 822床 |
| (2) 年間入院患者数 | 242,510人 |
| (3) 年間外来患者数 | 321,352人 |
| (4) 一日平均入院患者数 | 664人 |
| (5) 一日平均外来患者数 | 1,328人 |
| (6) 主要な建設改良事業 | |

医療機器備品	1,645,829千円
--------	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業収益 | 31,526,382千円 |
| 第1項 医業収益 | 27,722,102千円 |
| 第2項 医業外収益 | 3,532,239千円 |
| 第3項 特別利益 | 272,041千円 |

支 出

第1款 病院事業費用	33,426,716千円
第1項 医業費用	32,822,112千円
第2項 医業外費用	555,766千円
第3項 特別損失	48,838千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,676,828千円は、過年度分損益勘定留保資金1,676,828千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,515,826千円
第1項 企業債	1,425,700千円
第2項 負担金	600,862千円
第3項 補助金	412,243千円
第4項 一般会計精算金受入	77,021千円

支 出

第1款 資本的支出	4,192,654千円
第1項 建設改良費	1,889,607千円
第2項 企業債償還金	2,303,047千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院看護衣賃借料	令和8年度から	75,425千円

		令和10年度まで		
中央病院医療機器（軟性膀胱鏡） 賃貸借		令和8年度から 令和12年度まで	3,887千円	
中央病院薬剤管理指導支援シス テム保守業務委託		令和8年度から 令和11年度まで	12,144千円	
中央病院免震部保守点検業務委 託		令和8年度から 令和10年度まで	1,584千円	
中央病院ガンマカメラ保守点検 業務委託		令和8年度から 令和12年度まで	11,550千円	
中央病院人工呼吸器保守点検業 務委託		令和8年度から 令和10年度まで	1,509千円	
中央病院手術支援ロボット保守 点検業務委託		令和8年度から 令和12年度まで	80,880千円	
中央病院一般撮影装置F P D保 守点検業務委託		令和8年度から 令和11年度まで	1,264千円	
厚生病院総合医療情報システム （電子カルテ）オフラインバッ クアップ整備事業		令和8年度から 令和10年度まで	7,590千円	
厚生病院マルチエアコン改修工 事		令和8年度	32,540千円	
文献検索サービス使用料		令和8年度から 令和11年度まで	6,190千円	
(企業債)				
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充 当	千円 1,425,700	証書借入れ又は証券発 行の方法により財政融 資資金その他より借入 れるものとする。た だし、事業又は県財政	10%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利	借入年度から1年すえ 置き、じ後29年度間に 償還するものとする。 ただし、県財政その他 の都合によりすえ置き

		の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
--	--	---------------------------------------	----------------------------	---

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,840,951千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 院内保育所の運営に要する経費 21,324千円

(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 39,239千円

(3) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 176,103千円

(4) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 283,057千円

(5) 職員の児童手当に要する経費 197,036千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,717,214千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	中央病院総合医療情報システム（電子カルテ）端末等	一 式
医療機器備品	中央病院放射線機器（スペクトラルCT）	一 式
医療機器備品	中央病院生体情報モニタリングシステム	一 式
医療機器備品	厚生病院磁気共鳴断層撮影装置（MRI）	一 式
医療機器備品	厚生病院血管撮影装置	一 式

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

この冊子は115部作成し、1部当たりの印刷単価は2,160円です。